

保証規定

● 保証内容

長州産業株式会社(以下「当社」といいます)は、お買い上げ頂いた表記の機器について、当社が発行する取扱説明書、本体貼付けラベル等の注意書に従ってお客様が正常に使用したにもかかわらず、下記 1)~5)の不具合が生じた場合、無償にて、修理又は代替品への交換を行います。下記 6)の不具合が生じた場合は、無償にて表記の機器の修理又は代替品への交換及び原因施工部分とその周辺部分の修繕を行います。

- 1) 太陽電池モジュールの出力が保証開始日から 10 年間に JIS C 8918 に示された公称最大出力に対して、81%未満となった場合。
11 年目から 15 年間に JIS C 8918 に示された公称最大出力に対して、72%未満となった場合。 ※1
[81%: JIS C 8918 に示された出力下限値(公称最大出力の 90%)の 90%]
[72%: JIS C 8918 に示された出力下限値(公称最大出力の 90%)の 80%]
※1: 表記の保証期間が 20 年の場合は、「11 年目から 10 年間に JIS C 8918 に示された公称最大出力に対して、72%未満となった場合」となります。
- 2) 表記の保証期間に太陽電池一体型ヒーターパネルの太陽電池出力が JIS C 8918 に示された公称最大出力に対して、81%未満となった場合。
- 3) 表記の保証期間に太陽電池一体型ヒーターパネルのヒーターの消費電力が定格消費電力の±15%の範囲よりはずれた場合。
- 4) 表記の保証期間に表記の機器に製造上の不具合が発見された場合。ただし、太陽電池モジュール、太陽電池一体型ヒーターパネルにはこの項の定めは適用されません。
- 5) 蓄電池ユニットの充電可能容量が保証開始日から 10 年間に初期値の 60%未満となった場合。11 年目から 5 年間に初期値の 50%未満となった場合。
- 6) 表記の保証期間に当社が認定する施工認定店又は施工認定店が管理する業者(以下、「施工認定店」といいます)が当社の標準架台(陸屋根架台、金属折板屋根用架台を除く)を用いたにもかかわらず、その架台の施工によって不具合が生じた場合。(設置部からの雨漏りを含む)

● 保証しない事項

保証期間内に生じた不具合であっても下記の故障又は損傷(以下、「故障等」といいます)及び消耗部品は、保証対象外となります。

- 1) 当社の標準架台以外の架台、又は当社標準架台以外の架台設置工事に起因する故障等。
- 2) 当社の標準架台を用いたか否かにかかわらず、施工認定店等以外の者による設置工事又は当社の定める施工ルールに反して行われた設置工事に起因する故障等。(設置部からの雨漏りを含む)
- 3) 太陽電池モジュールの設置に起因しない雨漏り。
- 4) 表記の機器の不適切な維持管理又は改造若しくは使用上の誤りに起因する故障等。(不適切な維持管理の例: 設置前の太陽電池モジュールの水濡れ対策を怠ること、太陽電池モジュール表面の汚れや周辺の草木の放置など)
- 5) 製造者、当社、施工認定店等のいずれにも属さない者が行った点検、修理、移設、改造に起因する故障等。
- 6) 車両、船舶、航空機など本来の目的以外に使用された場合。
- 7) 経年劣化又は通常の使用により損傷した不具合。(音、振動、錆、傷、変形など)
- 8) 火災、風水害、地震、落雷、台風、噴火、津波などの天災地変に起因する故障等。
- 9) 飛来物により生じた故障等。
- 10) 戦争、暴動などの外来の事故に起因する故障等。
- 11) 公害(煤煙、鳥糞など)、塩害に起因する故障等。
- 12) この保証書の掲示のない場合。
- 13) この保証書の所定事項の未記入あるいは、字句を改ざんされた場合。
- 14) 故意又は重過失による故障等。

● 留意事項

下記の費用は、保証期間内であってもお客様のご負担となります。

- 1) 当社の事前の了承なく実施された修理に係る費用。
- 2) 修理、交換、表記の機器の故障に起因して発生したお客様の損失に係る費用(電気代、水道代、発電損失など)、特別損害(絵画や高額商品などの損失)に係る費用。
- 3) 法令及び当社が指定する定期点検に係る費用。
- 4) 離島又は離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合は、その出張に要した費用。
- 5) 太陽電池モジュール、太陽電池一体型ヒーターパネルからの落雪等に起因して発生した人身事故や物損事故に係る費用。

● 保証の適用

この保証書は日本国内において販売され、使用される表記の機器にのみ適用されます。

● その他

- 1) この保証書はお客様の法律上の権利を制限するものではありません。
- 2) この保証書は再発行いたしません。紛失しないように大切に保管して下さい
- 3) この保証書に記載されている不具合に対し、お客様の火災保険等にて保険金が支払われる場合、その保険金に相当する金額を支払いの対象となる損害額から控除されます
- 4) この保証書に記載されている保証期間経過後の修理などについて、ご不明な場合は表記販売者にお問い合わせ下さい。
- 5) この保証書は当社が捺印することにより有効となります。

〈個人情報の取扱について〉

- 1) 利用目的: 保証書に記載された住所などの情報は、保証期間内のサービス活動及びその後の安全活動のため利用させて頂く場合がございます。ご了承下さい。
- 2) 第三者への提供: 保証書に記載されたお客様の個人情報は、修理のために当社から修理委託している保守者などに委託する場合がございます。ご了承下さい。
- 3) 利用目的の制限: 保証書に記載されたお客様の個人情報は、あらかじめお客様の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはございません。